

倫理綱領

社会福祉法人あかぎの響

前文

障害のある人たちが、人としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳

私たちは、障害のある人たちの一人ひとりがかげがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊重

私たちは、障害のある人たちのひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、障害のある人たちが、年齢、障害の状態にかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活を送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命感を自覚し、絶えず研修を重ね、障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生を送れるよう支援し続けます。